

第85回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

場所

札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号
当社本店8階講堂

－株主さまご招待について－

株主さまをレバンガ北海道の試合にご招待いたします。詳細は、招集ご通知41頁をご覧ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 取締役賞与支給の件

目次

■ 第85回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	16
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	33
■ 監査報告書	35
■ 株主さまご招待	41

株主各位

証券コード 1832
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号
株式会社 北海電工
取締役社長 藪下 裕己

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第85回定時株主総会招集ご通知」および「第85回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

【当社ウェブサイト】 <https://www.hokkaidenko.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、札幌証券取引所（札幌証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の札幌証ウェブサイトへアクセスして、当社名を選択し、「提出書類一覧」の「株主総会招集通知等」からご確認くださいませようお願いします。

【札幌証ウェブサイト】 <https://www.sse.or.jp/listing/list>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁および4頁）に従って、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所	札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号 当社本店8階講堂
3. 目的事項	<p>報告事項 1. 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第85期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 取締役賞与支給の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	<p>(1) インターネットと議決権行使書面の郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。</p> <p>(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。</p> <p>(3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>

以 上

- ~~~~~
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

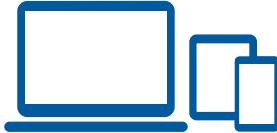
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会へのご出席

開催日時▶ 2025年6月27日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使

行使期限▶ 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分

パソコンまたはスマートフォンから、右頁の案内に従って、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。



書面（郵送）による議決権行使

行使期限▶ 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

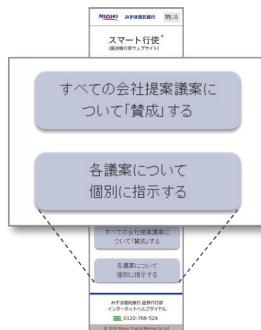
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

1 議決権行使書用紙のQRコードを読み取る



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 画面の案内に従って各議案に対する賛否を選択



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへログインし、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

- ・パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ・インターネット接続に係る費用は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524 (受付時間：午前9時～午後9時)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

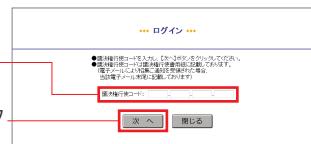
「次へすすむ」をクリック



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

①「議決権行使コード」を入力

②「次へ」をクリック



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」および「新しいパスワード」を入力

①「パスワード」を入力

②「登録」をクリック



4 画面の案内に従って各議案に対する賛否を選択

■ 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当年度の期末配当につきましては、「安定配当の継続」の基本方針および当年度の業績を総合的に勘案し、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当年度の年間配当金は、先にお支払いしております中間配当金10円を含め、1株につき20円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 207,183,820円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日（月曜日）

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役 長野実氏は、2025年5月20日をもって辞任し、現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席状況
1	やぶ した ひろ み 敷 下 裕 己	再任	取締役社長 社長執行役員 13回/13回 (100%)
2	こん の まさ あき 今 野 正 章	再任	取締役 常務執行役員 電力外事業総括 営業部・電設 工事部・環境設備部・情報通信 部担当 13回/13回 (100%)
3	やま がみ ゆう へい 山 上 祐 平	新任	-
4	すが わら よし たか 菅 原 吉 隆	再任	取締役 常務執行役員 電力関連事業総括 配電部・計 測器部・電力工事部・電力保守 部担当 13回/13回 (100%)
5	さ とう くに ひろ 佐 藤 邦 弘	再任	取締役 10回/10回 (100%)
6	はやし ゆう じ 林 裕 司	再任 社外 独立	社外取締役 13回/13回 (100%)
7	よね た かず し 米 田 和 志	新任 社外 独立	-

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 3. 佐藤邦弘氏の取締役会出席状況は、2024年6月27日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

1

やぶ した ひろ み
藪 下 裕 己

(1958 年 5 月 21 日 生)

所有する当社の株式数：2,800株
取締役会出席状況：13回/13回 (100%)

再任

略歴、地位および担当

1982年 4 月	北海道電力株式会社 入社
2012年 6 月	同 帯広支店長
2014年 4 月	同 経理部長
2015年 7 月	同 執行役員 経理部長
2016年 7 月	同 上席執行役員 経理部長
2017年 6 月	同 取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長
2018年 4 月	同 取締役 常務執行役員 送配電カンパニー副社長
2019年 6 月	同 取締役 常務執行役員 送配電カンパニー社長
2019年 6 月	当社 取締役 (2020年3月辞任)
2020年 4 月	北海道電力ネットワーク株式会社 取締役社長 社長執行役員
2023年 5 月	当社 顧問
2023年 6 月	当社 取締役社長 社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

当社親会社の北海道電力株式会社において取締役 常務執行役員としてビジネスサポート本部副本部長および送配電カンパニー社長、また、2020年4月設立の北海道電力ネットワーク株式会社の取締役社長 社長執行役員を務めた後、2023年6月の当社取締役就任以来取締役社長 社長執行役員を務め、経営者として企業経営全般に関する豊富な経験と高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

略歴、地位および担当

1990年4月	当社	入社
2008年7月	当社	電設工事部部長代理
2015年6月	当社	電設工事部長
2017年6月	当社	執行役員 電設工事部長
2020年6月	当社	常務執行役員 電設工事部長
2022年6月	当社	常務執行役員
2023年6月	当社	取締役 常務執行役員〔電力外事業総括 営業部・電設工事部・環境設備部・情報通信部担当〕(現任)

取締役候補者とした理由

当社電設工事部長を務めるなど、当社における豊富な実務経験と高い専門知識を有しており、2023年6月取締役に就任し、現在は営業、電設工事、環境設備、情報通信部門を担当し、電力外事業を総括する取締役 常務執行役員として、当社経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。

3

やま がみ ゆう へい
山 上 祐 平

(1962 年 11 月 16 日 生)

所有する当社の株式数：0株
取締役会出席状況：－

新任

略歴、地位および担当

1986年 4 月 北海道電力株式会社 入社
2014年 6 月 同 帯広支店営業部長
2017年 6 月 同 企画部 I R グループリーダー
2018年 4 月 同 経営企画室 I R グループリーダー
2021年 6 月 同 環境室長、環境室環境企画グループリーダー兼務
2021年 7 月 同 執行役員 環境室長
2023年 6 月 北海道電力ネットワーク株式会社 取締役副社長 副社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

当社親会社の北海道電力株式会社において執行役員 環境室長および北海道電力ネットワーク株式会社において取締役副社長 副社長執行役員を務めるなど、事務部門を中心に豊富な経験と実績を重ねており、その経験と知見を当社経営に活かしていただくため、取締役候補者といたしました。

4

すが わら よし たか
菅原 吉 隆

(1964 年 8 月 12 日 生)

所有する当社の株式数：800株
取締役会出席状況：13回/13回 (100%)

再任

略歴、地位および担当

1987年 4 月	北海道電力株式会社 入社
2011年 4 月	同 北見支店営業部長
2013年 6 月	同 札幌支店千歳支社長
2015年 4 月	同 配電部技術高度化グループリーダー
2018年 4 月	同 送配電カンパニー北見支店長
2020年 4 月	北海道電力ネットワーク株式会社 北見支店長
2021年 6 月	当社 取締役
2021年 7 月	北海道電力ネットワーク株式会社 執行役員 配電部長
2024年 6 月	当社 取締役 常務執行役員〔電力関連事業総括 配電部・計測器部・電力工事部・電力保守部担当〕(現任)

取締役候補者とした理由

当社親会社の北海道電力株式会社において札幌支店千歳支社長および北海道電力ネットワーク株式会社において執行役員 配電部長を務めるなど、配電部門を中心に豊富な業務経験と実績を重ね、2021年6月取締役に就任し、現在は配電、計測器、電力工事、電力保守部門を担当し、電力関連事業を総括する取締役 常務執行役員として、当社経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

5

さとうくにひろ
佐藤 邦弘

(1967年3月25日生)

所有する当社の株式数：0株
取締役会出席状況：10回/10回 (100%)

再任

略歴、地位および担当

1989年4月	北海道電力株式会社	入社
2014年6月	同	岩見沢支店滝川営業所長
2016年4月	同	旭川支店配電部長
2017年4月	同	流通企画部流通経営企画グループリーダー
2018年4月	同	送配電カンパニー流通企画部流通経営企画グループリーダー
2020年3月	同	送配電カンパニー流通企画部部長 (カイゼン担当)
2020年4月	北海道電力ネットワーク株式会社	企画部部長 (カイゼン担当)
2020年6月	当社	出向 執行役員 企画部長
2022年6月	当社	出向 常務執行役員 企画部長 (2023年6月出向解除)
2023年7月	北海道電力ネットワーク株式会社	執行役員 北見支店長
2024年6月	同	執行役員 配電部長 (現任)
2024年6月	当社	取締役 (現任)

重要な兼職の状況

北海道電力ネットワーク株式会社 執行役員 配電部長

取締役候補者とした理由

当社親会社の北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社において配電、企画部門を中心に豊富な経験と実績を重ね、2020年6月から当社執行役員 企画部長および常務執行役員 企画部長を務めるなど、当社経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

略歴、地位および担当

1977年4月	弁護士登録（札幌弁護士会）
1977年4月	河谷法律事務所 入所
1979年4月	林裕司法律事務所 開所（現任）
2016年6月	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役
2020年6月	当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
林裕司法律事務所 所長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに、当社経営を監督していただいているとともに、独立した客観的かつ専門的見地から有益かつ適切な意見および助言により、当社経営判断の客観性、適正性を高めていただいていることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 林裕司氏は、社外取締役候補者であります。
2. 林裕司氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
3. 当社は、林裕司氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 林裕司氏は、札幌証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

略歴、地位および担当

1989年4月	株式会社北海道拓殖銀行 入行
1998年11月	株式会社北洋銀行 入行
2020年6月	同 執行役員ソリューション部長
2021年6月	同 常務執行役員ソリューション部長兼法人推進部長
2022年4月	同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
2023年6月	同 取締役営業店サポート部長
2024年6月	同 常務取締役兼CSO兼CFO兼CIO（現任）

重要な兼職の状況

株式会社北洋銀行 常務取締役兼CSO兼CFO（2025年6月就任予定）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社北洋銀行の常務取締役兼CSO兼CFO兼CIOとして、企業経営者としての豊富な経験と地域経済に関する知見を有しており、これらの経験と知見をもとに、当社経営を監督していただくとともに独立した客観的かつ専門的見地から有益かつ適切な意見および助言により、当社経営判断の客観性、適正性を高めていただくため、社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 米田和志氏は、株式会社北洋銀行の常務取締役兼CSO兼CFO兼CIOであり、同社と当社の間には預金等の銀行取引がありますが、同社からの借入金はありません。
2. 米田和志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 米田和志氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 米田和志氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

(ご参考) 選任後の取締役および監査役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役および監査役の有する専門性や経験は次のとおりであります。

	氏名	社外	独立	専門性・経験						
				企業経営・ 経営戦略	営業・マー ケティング	技術・安全・ 品質管理	技術開発・ DX・IT	法務	財務・会計	サステナビ リティ推進 (ESG・SDGs)
取 締 役	敷下 裕己			●	●				●	●
	今野 正章			●	●	●	●			●
	山上 祐平			●	●				●	●
	菅原 吉隆			●	●	●	●			●
	佐藤 邦弘			●		●	●			●
	林 裕司	○	○					●		
監 査 役	米田 和志	○	○	●	●				●	●
	黒坂 洋行	○		●				●		●
	大野 浩			●	●			●		●
	山本 剛司	○	○						●	
	後藤 雅春	○		●				●		●

(注) 取締役および監査役の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当年度末時の取締役4名に対し、当年度の業績等を勘案して、取締役賞与総額20,040千円を支給させていただきたいと存じます。各取締役に対する金額、時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、取締役会において定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告27頁から28頁に記載のとおりであります。

なお、社外取締役2名および親会社である北海道電力ネットワーク株式会社の役員等を兼任の取締役1名につきましては、取締役賞与支給の対象としておりません。

以 上

■ 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当年度のわが国経済は、企業収益が改善しているほか、個人消費や設備投資は持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しております。また、北海道地域においても、民間設備投資の増加や生産活動に改善の兆しがみられるなど、全体としては緩やかに持ち直している状況にあります。

建設業界においては、民間設備投資に増加の動きがみられましたが、労働者不足や原材料価格の上昇が続いております。

このような状況のなかで、当社グループは、「中期経営計画2021-2025」の取り組みを推進し、全社営業体制による一般大型工事の獲得に向けた営業活動を強力に展開するとともに、利益の確保に向けた原価低減の徹底とDXの推進やカイゼン活動などによる業務効率化および人材活躍に向けた環境整備と人財確保・人財育成の強化に取り組んでまいりました。

当年度の業績は、受注工事高は堅調に推移し、完成工事高は電力関連工事や、その他一般工事における半導体工場関連工事および官庁工事の進捗が順調だったことなどにより前年度を上回りました。利益につきましては、完成工事高の増加に加えて、継続的な原価低減に努めたことにより、前年度を上回り、増収増益となりました。

なお、業績の具体的数値は次のとおりであります。

※DX：「デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を用いて、業務フローの改善や新たなビジネスモデルの創出だけでなく、企業風土の変革を実現させること）」の略

〔連結業績〕

受注工事高	完成工事高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
734億24百万円	689億25百万円	34億82百万円	36億54百万円	24億81百万円
前年度比 6.6%増 ▲	前年度比 14.7%増 ▲	前年度比 21.9%増 ▲	前年度比 20.4%増 ▲	前年度比 22.9%増 ▲

〔個別業績〕

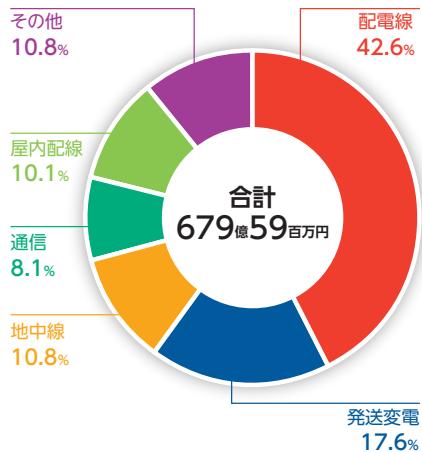
受注工事高	完成工事高	営業利益	経常利益	当期純利益
726億02百万円	679億59百万円	30億81百万円	33億54百万円	22億95百万円
前年度比 6.3%増 ▲	前年度比 14.4%増 ▲	前年度比 18.7%増 ▲	前年度比 16.8%増 ▲	前年度比 18.1%増 ▲

(2) 部門別の状況

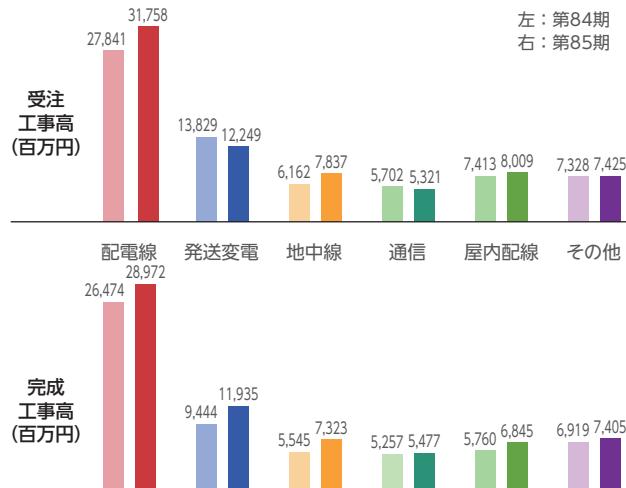
① 当社の部門別業績の状況

区 分	前年度 繰越工事高 (百万円)	当年度 受注工事高 (百万円)	前年度比	当年度 完成工事高 (百万円)	前年度比	次年度 繰越工事高 (百万円)
			(%)		(%)	
配電線工事	9,913	31,758	114.1	28,972	109.4	12,699
発送変電工事	7,878	12,249	88.6	11,935	126.4	8,192
地中線工事	4,836	7,837	127.2	7,323	132.1	5,350
通信工事	2,689	5,321	93.3	5,477	104.2	2,534
屋内配線工事	6,191	8,009	108.0	6,845	118.8	7,356
その他工事	1,120	7,425	101.3	7,405	107.0	1,139
合 計	32,628	72,602	106.3	67,959	114.4	37,271

② 完成工事高構成比



③ 前年度比



(3) 設備投資の状況

当年度における設備投資の総額は14億60百万円（無形固定資産を含む。）であり、その用途は主として当社社内営業所の社屋および倉庫の建替ならびに旭川支店別館の増築であります。

なお、所要資金は全額自己資金を充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社の主要な営業エリアとなる北海道においては、再生可能エネルギーの導入計画に加え、次世代半導体工場建設の本格化や大規模データセンター立地構想の具体化などを背景に建設需要が堅調に推移することが期待されます。一方で、受注競争の激化、資材価格の高騰や労働者不足などの状況は今後も継続することが想定されます。

このような状況のなか、当社グループは、「ビジョン2025」において「優れた技術と誠意で、お客さまに選ばれ、信頼される総合設備企業として発展し、地域・社会に貢献する。」を目指す姿として定め、この実現のため具体的な行動計画として「中期経営計画2021-2025」を策定し、「施工力確保と収益力強化」「受注拡大」「企業体質の強化」「地域社会への貢献」の4つの重点施策を掲げ、数値目標「2025年度（連結）売上高650億円以上・営業利益20億円以上」の達成に向けて引き続き業績の向上に取り組んでまいります。

具体的には、電力サポート事業においては、引き続き業務運営における生産性向上に努め、「ほくでんグループ」の一員として電力の安定供給に貢献してまいります。電力外事業においては、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた動きが進展するなか、再生可能エネルギー関連工事の着実な受注拡大に加え、エネルギーの地産地消などの新規分野にも取り組んでまいります。

企業体質の強化においては、DX・カイゼン活動の強力な推進などにより着実に業務効率化の取り組みを進めるとともに、今後の受注環境変化に柔軟に対応できる技術者の育成など人財活躍の推進に取り組んでまいります。

また、低炭素・循環型社会の実現に向けたESGの取り組みを展開するとともに、地域創生につながる新たな分野にも取り組み、地域社会へ貢献してまいります。

当社は、2024年度に創立80周年を迎え、社名を「株式会社北海電工」へ変更いたしました。今後とも当社グループは、顧客と事業分野の多様化を図り、経営環境の大きな変化にも柔軟かつ迅速に対応できる企業構造への変革を推し進め、持続的な成長とさらなる企業価値向上に努めてまいります。

ビジョン 2025	優れた技術と誠意で、お客さまに選ばれ、信頼される 総合設備企業として発展し、地域・社会に貢献する。	
2025年度 数値目標 (連結)	売上高 650億円以上	営業利益 20億円以上

中期経営計画 (2021-2025)		
重点 施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電力安定供給に貢献するため施工力確保と収益力強化 工事量に応じた業務運営体制の構築、効率化やカイゼン活動の推進 2. お客さまニーズにお応えする総合設備企業として 更なる発展を目指した受注拡大 受注拡大に向けた人財確保・施工体制強化 3. 企業体質の強化 デジタル技術や IT を活用した業務効率化 4. 地域社会への貢献 ESG の取り組み（再生可能エネルギー・社会インフラ設備の工事、 災害復旧支援等）を通じた社会貢献 	将来の 持続的な発展・成長のための 投資レベル 50億円程度

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2021年度 第82期	2022年度 第83期	2023年度 第84期	2024年度 第85期
受注工事高	72,715	58,877	68,855	73,424
完成工事高	59,626	71,005	60,099	68,925
経常利益	1,475	1,446	3,036	3,654
親会社株主に帰属する当期純利益	988	938	2,019	2,481
1株当たり当期純利益 (円)	47.69	45.30	97.46	119.76
総資産	42,776	44,173	46,787	49,800

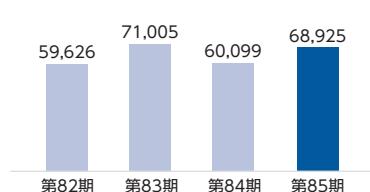
受注工事高

(百万円)



完成工事高

(百万円)



経常利益

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



総資産

(百万円)



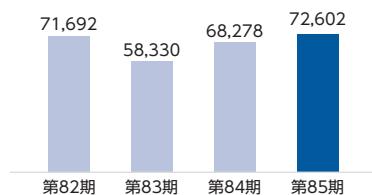
② 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2021年度 第82期	2022年度 第83期	2023年度 第84期	2024年度 第85期
受注工事高	71,692	58,330	68,278	72,602
完成工事高	58,903	70,369	59,402	67,959
経常利益	1,435	1,272	2,871	3,354
当期純利益	989	840	1,944	2,295
1株当たり当期純利益 (円)	47.75	40.54	93.84	110.81
総資産	41,768	42,915	45,646	49,017

受注工事高

(百万円)



完成工事高

(百万円)



経常利益

(百万円)



当期純利益

(百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



総資産

(百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
北海道電力株式会社	114,291百万円	間接 55.80%	電気事業
北海道電力ネットワーク株式会社	10,000百万円	直接 55.64%	一般送配電事業

- (注) 1. 北海道電力ネットワーク株式会社は、北海道電力株式会社の完全子会社であります。
2. 当社は親会社より配電線工事・発送変電工事・地中線工事等を受注しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

a. 取引をするに当たり自社の利益を害さないように留意した事項

親会社との間の取引については、事前に締結した請負付託単価契約により取引金額を決定するものおよびその都度算定する見積原価をもとに交渉を行い決定するものがあります。

当年度における当社の完成工事高に占める親会社の割合は約7割と高いものの、当該取引をするに当たっては、取引条件が他の第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、当該取引の必要性および合理的な根拠に基づき、価格交渉のうえ決定しております。

b. 取引が自社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当該取引については、少数株主保護のため、当該取引の必要性および合理的な根拠を計画時および定期的に確認しており、当該取引が自社に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応しております。

また、事業運営に関しては、親会社および企業グループとの協力関係を保ちながら事業展開を図っていく方針であります。当社の事業運営にあたっては独自の経営判断を妨げるものではなく一定の独立性は確保されていると認識しており、経営方針・事業計画については、当社が主体的に決定しております。

以上により、取締役会は当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイテス	40百万円	100.00%	設備工事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、設備工事業を主な事業内容としております。

当社は、建設業法による特定建設業者および一般建設業者として、国土交通大臣の許可（特一3・般-3）第11196号を受け、電気工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、鋼構造物工事、とび・土工工事、管工事、塗装工事および消防施設工事を請負施工しております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本店	北海道札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号
支店	旭川支店、北見支店、札幌支店、岩見沢支店、小樽支店、釧路支店、帯広支店、苫小牧支店、室蘭支店、函館支店
支社	東京支社
工事センター	泊工事センター
電力保守センター	旭川電力保守センター、札幌電力保守センター、帯広電力保守センター、苫小牧電力保守センター、函館電力保守センター

(注) 上記のほか、14営業所があります。

② 子会社

株式会社アイテス

本店	北海道札幌市西区発寒14条4丁目3番10号
支店	名寄支店、帯広支店、釧路支店、函館支店

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減数
1,791名	15名減少

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,664名	17名減少	46.5歳	21.6年

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,718,382株（自己株式14,725株を除く。）
- (3) 株主数 1,643名
- (4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
北海道電力ネットワーク株式会社	11,519	55.60
北海電工協力会持株会	1,536	7.41
北海電工従業員持株会	747	3.61
美和電気工業株式会社	284	1.37
株式会社ガイエンス	258	1.25
株式会社野村商店	161	0.78
石垣電材株式会社	154	0.74
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口）	154	0.74
共和電気工業株式会社	111	0.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	109	0.53

(注) 持株比率は、自己株式（14,725株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 社長執行役員	藪 下 裕 己	
取締役 常務執行役員	佐 藤 齊	考査室・企画部・総務部・法務室・人事労務部・経理部・資材部担当
取締役 常務執行役員	今 野 正 章	電力外事業総括 営業部・電設工事部・環境設備部・情報通信部担当
取締役 常務執行役員	菅 原 吉 隆	電力関連事業総括 配電部・計測器部・電力工事部・電力保守部担当
取締役	佐 藤 邦 弘	北海道電力ネットワーク株式会社 執行役員 配電部長
取締役	林 裕 司	弁護士 林裕司法律事務所 所長
取締役	長 野 実	株式会社北海道二十一世紀総合研究所 取締役会長
常任監査役 (常勤)	黒 坂 洋 行	
監査役	大 野 浩	北海道電力株式会社 取締役 監査等委員 北海道電力ネットワーク株式会社 監査役
監査役	山 本 剛 司	公認会計士 公認会計士山本剛司事務所 所長
監査役	後 藤 雅 春	北海道総合通信網株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役社長は、代表取締役であります。
2. 2024年6月27日、菅原吉隆氏は取締役から取締役 常務執行役員に就任いたしました。
3. 2024年6月27日、佐藤邦弘氏は取締役に、大野浩氏は監査役に、それぞれ新たに就任いたしました。
4. 2024年6月27日、中村満氏は取締役に任期満了により退任し、秋田耕児氏は監査役に辞任いたしました。
5. 2024年6月20日、取締役林裕司氏は北海道旅客鉄道株式会社の社外監査役に退任いたしました。
6. 2024年6月26日、取締役長野実氏は株式会社北洋銀行の取締役副頭取を退任し、同日、株式会社北海道二十一世紀総合研究所の取締役会長に就任いたしました。また、2025年3月26日、同氏は中道リース株式会社の社外監査役に辞任いたしました。
7. 取締役林裕司氏、長野実氏は、社外取締役であります。
8. 常任監査役黒坂洋行氏、監査役山本剛司氏、後藤雅春氏は、社外監査役であります。
9. 取締役林裕司氏、長野実氏、監査役山本剛司氏は、札幌証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
10. 監査役山本剛司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 2025年5月20日付で、長野実氏は取締役に辞任する予定です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査役であり、保険料は当社が全額負担しております。

ただし、当該被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の基本報酬の額は、1993年6月22日開催の第53回定時株主総会において月額1,200万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

監査役の基本報酬の額は、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において月額400万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を次の内容で決議しております。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

a. 報酬等の構成について

当社の業務執行取締役の報酬等は、基本報酬（固定報酬）および賞与（業績連動報酬）より構成し、基本報酬および賞与の支給割合は、取締役の職責および各事業年度の業績等を総合的に勘案して決定する。

また、当社の社外取締役の報酬等は、独立して経営の監督機能を担うその職責に対する基本報酬（固定報酬）のみとする。

b. 基本報酬について

基本報酬は月例報酬とし、株主総会において決議された範囲内で、各取締役の職責、経営内容および従業員の給与水準等を総合的に勘案し、取締役会において支給額等を決定する。

c. 賞与について

賞与は各事業年度の一定の時期に支給し、特定の指標に抛らず、支給の都度株主総会において各事業年度の業績の内容を総合的に勘案して総額を決議し、各取締役の職責および業務執行の成果等を踏まえ、取締役会において支給額等を決定する。

d. 具体的な内容の決定について

個人別の報酬等の具体的な内容については、取締役会において取締役会長および取締役社長が委任をうけ決定する。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度においては、2024年6月27日開催の臨時取締役会で、取締役社長 社長執行役員 敷下裕己氏に取締役の個人別の報酬等の額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の職責等を踏まえた賞与の配分額、ならびにこれら報酬等の支給時期および支給方法等であり、その権限を委任した理由は、当社の業務を統括する取締役社長が、取締役の個人別の報酬等の額の具体的な内容を決定することが相応しいからであります。

また、取締役会では、取締役社長に委任した権限が予め株主総会で決議された報酬等の額の範囲内であり、その裁量の余地は限定的であることから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬 〔固定報酬〕	賞与 〔業績連動報酬等〕	
取締役	91	71	20	7
監査役	21	21	—	2
合 計 (うち社外役員)	113 (28)	93 (28)	20 (—)	9 (4)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、2024年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 上記の賞与については、当年度に計上した取締役に対する役員賞与引当金の額を記載していません。
3. 当社の親会社または親会社の子会社の役員等を兼任の役員（現任3名、当年度中の退任1名）には、報酬等を支給していません。
4. 上記報酬等の総額のほか、社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は13百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	林 裕 司	林裕司法律事務所の所長であります。当社と林裕司法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。
社外取締役	長 野 実	株式会社北海道二十一世紀総合研究所の取締役会長であります。当社と同社との間には、特別の利害関係はありません。
社外監査役	山 本 剛 司	公認会計士山本剛司事務所の所長であります。当社と公認会計士山本剛司事務所との間には、特別の利害関係はありません。
社外監査役	後 藤 雅 春	北海道総合通信網株式会社の監査役であります。同社は当社の親会社である北海道電力株式会社の子会社であり、同社から通信工事等を受注しております。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	林 裕 司	当年度に開催した取締役会13回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験および知見をもとに、独立した客観的かつ専門的見地から議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	長 野 実	当年度に開催した取締役会13回のすべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験および地域経済に関する知見をもとに、独立した客観的かつ専門的見地から議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	黒 坂 洋 行	当年度に開催した取締役会13回および監査役会8回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、監査役の立場で発言を適宜行いました。また、監査役会においては、議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	山 本 剛 司	当年度に開催した取締役会13回のうち12回、および監査役会8回のうち7回に出席いたしました。取締役会においては、監査役の立場で発言を適宜行いました。また、監査役会においては、議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	後 藤 雅 春	当年度に開催した取締役会13回および監査役会8回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、監査役の立場で発言を適宜行いました。また、監査役会においては、議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率等については四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完成工事高		68,925
完成工事原価		62,686
完成工事総利益		6,238
販売費及び一般管理費		2,756
営業利益		3,482
営業外収益		
受取配当金	55	
保険配当金	63	
物品売却益	28	
その他	28	176
営業外費用		4
経常利益		3,654
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	54	
減損損失	35	90
税金等調整前当期純利益		3,565
法人税、住民税及び事業税	1,338	
法人税等調整額	△254	1,084
当期純利益		2,481
親会社株主に帰属する当期純利益		2,481

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		67,959
完成工事原価		62,254
完成工事総利益		5,705
販売費及び一般管理費		2,623
営業利益		3,081
営業外収益		
受取配当金	153	
保険配当金	63	
物品売却益	26	
受取賃貸料	19	
その他	14	276
営業外費用		4
経常利益		3,354
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	54	
減損損失	35	90
税引前当期純利益		3,265
法人税、住民税及び事業税	1,195	
法人税等調整額	△225	969
当期純利益		2,295

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社北海電工
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡直彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上裕人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北海電工の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北海電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社北海電工
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡直彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上裕人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北海電工の2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、重点監査項目等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査計画に従い、取締役、考査室（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社北海電工	監査役会
常任監査役（常勤）	黒坂洋行 ㊟
監査役	大野浩 ㊟
監査役	山本剛司 ㊟
監査役	後藤雅春 ㊟

(注) 監査役黒坂洋行、監査役山本剛司及び監査役後藤雅春は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

■ 株主さまご招待 ～100株以上保有の株主さまへ～

当社は、2021年にプロバスケットボールチームであるレバンガ北海道のオフィシャルスポンサーに就任し、北海道に根差した企業として共に地域貢献活動に取り組んでおります。

本年10月に開催されるレバンガ北海道のホームゲーム（北海電工PRESENTS）に、ご応募いただいた株主さまを、以下のとおりご招待いたします。



開催日時	2025年10月18日（土曜日）
試合会場	北海きたえーる（札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号）
招待人数	30組60名様
応募方法	当社ウェブサイト (https://www.hokkaidenko.co.jp/ir/stock/shotai/) または右記QRコードから応募ページへアクセスし、必要事項をご入力ください。 なお、応募多数の場合は抽選とさせていただきます。
応募期日	2025年6月30日（月曜日）
当選発表	ご当選された株主さまへ、2025年7月末日までに電子メールによりお知らせいたします。
留意事項	転売を目的としたご応募は固くお断りいたします。
お問い合わせ先	株式会社北海電工 法務室 011-811-9421（土日祝を除く8：40～17：30）



株主総会会場ご案内

日時：2025年6月27日（金曜日）午前10時

場所：株式会社北海電工 本店8階講堂
札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号



交通アクセス：地下鉄東西線「菊水駅」2番出口より徒歩1分

会場には駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用願います。